

○説明を要する議案（重要な議案）についての賛否判断

1. 利益相反のおそれがある議案

利益相反のおそれのある銘柄については、原則議決権行使ガイドラインに基づいて議決権行使を判断しておりますが、当ガイドラインにて判断することが困難である議案については、議決権行使助言会社からの当社の議決権行使ガイドラインに基づく助言に従い行使することで、判断を歪めることなく一貫した対応を行っております。

2. その他の銘柄

①6335：東京機械製作所（株主総会開催日：2021年10月22日）

東京機械製作所については、特定株主グループのみを対象とした有事型の買収防衛策導入に係る会社提案議案であり、通常の買収防衛策導入議案とは異なる判断が必要であると判断しました。

具体的には、通常の事前警告型買収防衛策については経営陣の保身に繋がる懸念があるため、その導入または継続については慎重なスタンスとしているうえ、本議案は更に事後的に有事型の買収防衛策導入を求める議案でした。しかしながら、前述の懸念点を踏まえた上でも、本議案は買収提案者から支配権獲得後の経営方針が具体的に明示されておらず、中長期的な株主価値向上に資するものか判断できないため、本議案については賛成しました。

以上